

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち平成5年1月から同年12月までの期間を13万4,000円、6年1月から同年12月までの期間を14万2,000円、7年1月から8年9月までの期間を13万4,000円、9年1月から14年9月までの期間を14万2,000円、同年10月を20万円、同年11月を18万円、同年12月から15年2月までの期間を17万円、同年3月から同年6月までの期間を19万円、同年7月を18万円、同年8月を17万円、同年9月から16年4月までの期間を19万円、同年5月を17万円、同年6月から同年8月までの期間を19万円、同年9月及び同年10月を20万円、同年11月及び同年12月を19万円、17年1月及び同年2月を18万円、同年3月を20万円、同年4月を19万円、同年5月を17万円、同年6月を19万円、同年7月及び同年8月を18万円、同年9月から18年8月までの期間を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から18年8月まで

社会保険庁に記録されている、私のA社での申立期間中の標準報酬月額が、実際の給与額と異なっているので、実際に支給された給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が給

与から控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の標準報酬月額については、申立ての事業所から提出のあった平成13年1月以降の給与台帳等の報酬月額又は控除額に見合う標準報酬月額から、13年1月から14年9月までの期間を14万2,000円、同年10月を20万円、同年11月を18万円、同年12月から15年2月までの期間を17万円、同年3月から同年6月までの期間を19万円、同年7月を18万円、同年8月を17万円、同年9月から16年4月までの期間を19万円、同年5月を17万円、同年6月から同年8月までの期間を19万円、同年9月及び同年10月を20万円、同年11月及び同年12月を19万円、17年1月及び同年2月を18万円、同年3月を20万円、同年4月を19万円、同年5月を17万円、同年6月を19万円、同年7月及び同年8月を18万円、同年9月から18年8月までの期間を19万円とすることが必要である。

また、申立人から提出のあった平成5年1月から9年12月までの期間、及び11年1月から12年12月までの期間に係る源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額から、平成5年1月から同年12月までの期間を13万4,000円、6年1月から同年12月までの期間を14万2,000円、7年1月から8年9月までの期間を13万4,000円、9年1月から同年12月までの期間及び11年1月から12年12月までの期間を14万2,000円とすることが必要である。

さらに、同僚の平成10年分の源泉徴収票の厚生年金保険料の控除額が、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に見合う保険料額よりも上回っていることが確認できる上、上記の申立人の平成5年から9年まで（8年10月から同年12月までを除く）の期間及び11年以降の保険料控除の状況から、申立人についても同様の取扱いが行われていたと推認されることから、申立人の10年1月から同年12月までの期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成13年1月から18年8月までの期間については、誤った報酬月額の届出を行ったことを認めており、また、「13年よりも前の期間については、当時の資料が存在せず、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったか否かについては不明。」としているが、給与台帳等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、平成8年10月から同年12月を除いて一致しないことから、事業主は給与台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を

届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料に見合う保険料納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成8年10月から同年12月までの期間については、申立人が提出した源泉徴収票に記載された「社会保険料控除額」から算出した厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、社会保険庁の記録による標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、平成元年8月から4年12月までの期間については、申立人は源泉徴収票を所持しておらず、当該事業所においても「当時の資料は無く、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除については不明。」としており、当該期間に係る社会保険庁の記録の標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたか否かが確認できない。

さらに、平成2年及び4年については、同僚の所持する源泉徴収票や同僚の記録から、社会保険庁の記録による標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと推認される。

このほか、申立人の当該期間に係る社会保険庁の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から平成 2 年 3 月 5 日まで

私は、公共職業安定所の紹介で、昭和 58 年 11 月に A 社に採用され、平成 13 年 6 月まで勤務したが、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録は、2 年 3 月 6 日から 13 年 6 月 3 日までとなっている。昭和 58 年 11 月に入社以来、休むことなく勤務しているので、資格取得日を同年 11 月に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び B 公共職業安定所の回答により、申立人が昭和 60 年 11 月 12 日から 61 年 11 月 11 日までの期間、A 社で職場適応訓練を受講し、その後の 61 年 11 月 12 日から平成 13 年 6 月 2 日まで当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁保管のオンライン記録には、申立期間中に申立人の氏名は無い。

また、A 社の元社会保険担当事務員は、「厚生年金保険の加入要件は、社員の雇用条件により異なり、申立人は職務内容が限られているため、給与が低く、厚生年金保険には遅れて加入の届出を行っているため、平成 2 年 3 月 6 日の資格取得日は間違いなく、申立期間に加入したこと及び給与から保険料を控除していたことは無い。」と供述している上、入社時期が申立人の前後であったとする同僚二人も、「採用と同時に厚生年金保険には加入しなかった。」と供述しており、当該二人の同僚の資格取得日も、社会保険庁の記録により、申立人と同じ平成 2 年 3 月 6 日であることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録により、申立期間の一部（昭和 61 年 4 月から平

成2年2月まで)が、国民年金保険料の法定免除の期間とされていることが確認でき、当該期間については、申立人は厚生年金保険に加入することができなかったものと推認される。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 31 日から 37 年 5 月 1 日まで

私は、申立期間はA社B支店に勤務しており、昭和 34 年 10 月に入社してから平成 9 年 12 月 31 日に定年退職するまで、一度も休職や転職をしたことはないのに、社会保険庁の記録では申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

当時の給与明細書には厚生年金保険料の控除は記載されていないが、同社に継続して勤務しており、厚生年金保険にも途切れずに加入していたはずなので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する従業員経歴簿により、申立人は昭和 35 年 7 月 21 日に入社し、申立期間当時も同社に勤務していたこと、及び雇用保険の被保険者記録により、同年 7 月 1 日から平成 9 年 12 月 31 日までの期間、同社での勤務が確認できる。

しかしながら、申立人が所持する昭和 46 年 11 月 20 日に事業主が発行した証明書により、申立人が 35 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間も含めて被保険者であったことを証明する記述が確認できるものの、申立人が提出した申立期間に係る 37 年 1 月分から同年 5 月分までの給与明細書には、厚生年金保険料が控除されている旨の記載は無く、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できない。

また、申立期間直後となる昭和 37 年 6 月分から 39 年 1 月分までの給与明細

書及び39年3月分から同年7月分までの給与明細書についても厚生年金保険料が控除されている旨の記載は確認できないことや事業主等の供述から、申立期間のうち給与明細書のない36年8月分から同年12月分までの期間についても、厚生年金保険料は控除されていなかったと推認される。

さらに、申立人及び当時の事務担当者は、「保険料を後日徴収された記憶はない。」と供述している上、事業主も「保険料の控除については不明であるが、後日徴収したとは考えにくい。」と供述していることから、控除以外の方法で申立人が事業主を経由し保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、社会保険事務所保管の健保記号番号順索引簿では、申立期間に申立人の氏名は無く、申立期間及びその前後の期間を通じて健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。